

医療的ケアが必要な方や強度行動障害の状態にある方の家族の支援 に向けた指定都市市長会要請

重度の医療的ケア児・者については、日常的に介護する家族が、常に目を離すことができず、まとまった休息が取れないなど過酷な環境に置かれている。指定都市市長会では、令和7年8月にも、医療的ケア児・者の家族への支援拡充等を要請しており、医療的ケア児等総合支援事業における在宅レスパイト等への補助については一定の制度拡充が行われた。しかしながら、家族の負担軽減に向けては、施設・事業所における受入れの拡大など、さらなる支援の充実が不可欠である。

また、強度行動障害の状態にある方においても、頻回な自傷や他害など、本人や周囲に影響を及ぼす場合の適切な支援が難しく、施設入所支援や生活介護などの障害福祉サービス事業の受入を断られる場合もあり、家族が一手に介護を担い、疲弊している状況がある。

現行のサービス報酬基準では、施設等において支援に必要な人員を配置し、十分な支援を行うことが困難な状況にある。より手厚く継続的な支援を行い、家族の負担軽減を図るため、令和9年度の次期報酬改定に確実に反映するように、指定都市市長会として下記のとおり要請する。

記

- 1 医療型短期入所を増やし、安定的に利用者を受け入れられるようにするため、基本報酬や加算等を見直し、事業所収入を入院と同等以上にするなどのインセンティブを設けること。

特に重度の医療的ケア児・者を受け入れるためには、専門性の高い病院等が運営することが必要であり、それに見合う報酬とするなど必要な財源措置を講ずること。

また、送迎に係る補助に加え、医療型短期入所事業所として日中活動の充実を図るために、人員体制の強化に向けた対応を行うこと。

- 2 生活介護は、放課後等デイサービスと同様に医療的ケア区分を設けるなどして、重度の医療的ケア者の支援に見合う水準まで報酬を増額すること。
- 3 生活介護や共同生活援助など強度行動障害の状態にある方が利用する事業所では、当該利用者に自傷や他害など、本人や周囲に影響を及ぼす行動がある場合、職員1人または複数人での支援が必要となることから、その支援を評価する報酬体系とすること。

令和8年7月24日
指定都市市長会